

# 都道府県に、2月末※原則までに「賃金改善開始の報告」 4月15日までに「処遇改善計画書」を提出！

職員への支給までに法人がやるべき3ステップ

1

## 補助金の 見込額を計算

介護職員処遇改善支援  
補助金

(a)前年1月から12月までの1年間の介護報酬総単位数(処遇改善加算及び特定加算を含む、各種加算減算を含む。)を12で除したもの

×

(b)1単位  
あたりの  
単価

×

(c)  
交付率

×

(d)交付対象月  
※2~9月なら  
×8

【要注意！】実際の補助金の額は、当該月の総報酬×交付率で支給されます

2

## 配分方法を 検討

配分対象は？  
配分方法は？  
配分ルールは？

✓ 本事業の対象となる事業所・施設なら**介護職員以外にも配分OK!**  
本事業の主旨は「介護職員への処遇改善」であることをふまえる！  
非常勤職員への配分も検討。

✓ 手当 or 基本給 or 一時金

2/3要件に注意！2・3月分は一時金可。4月以降は1/3未満は一時金でも可。

✓ **個々の職員への配分割合等のルールはなし**

法人の裁量で検討！

3

## 就業規則等 を改定

理事会に諮る  
3月等

✓ 就業規則等の改正が間に合わず、  
4月以降にベースアップ等による賃金改善が  
実施できない場合は補助金対象外！

4

2月または  
3月からの  
処遇改善の  
実施